

市バス運転手の焼身自殺と公務災害認定

奥田雅治 毎日放送報道局

取材のきっかけ

私は、毎日放送報道局番組部に所属し現在、報道ドキュメンタリー番組「映像'18」（毎月最終日曜日の深夜24時50分～25時50分、関西エリアで放送）のプロデューサーをしています。私がディレクター時代の2008年、当時は全体の自殺者数が減少傾向にあるのにもかかわらず、30代の男性のみに増加傾向がみられることに関心を持ち、知人の弁護士、労働組合などに情報提供を依頼しました。

その中で旧知の名古屋弁護士会所属の水野幹夫弁護士から「37歳の名古屋市バス運転手が、焼身自殺した事案を担当している」という情報提供を受けました。当時はまだ、自殺の原因など詳細には、判明していませんでした。ただ、自殺する前日にバス車内で起きた転倒事故の責任を負わされ、警察に出頭していることが分かっている、私は焼身自殺とこのバス車内での転倒事故との間に何らかの因果関係があると思い取材を始めました。

しかし、焼身自殺をした明さんの同僚は、取材には協力してもらえず、水野弁護士が名古屋市に情報公開請求をしても、バス車内の転倒事故の当事者の情報は、「個人情報にあたる」などとして、すべて黒塗りで公開され、取材の端緒をつかむことは、困難を極めました。

公務災害の認定を申請

事態が大きく動いたのは、水野弁護士がバス車内で転倒した女性（当時75歳）と女性を介助したという男性（当時81歳）の住所、氏名を特定したことでした。早速、水野弁護士がバス車内で転倒した女性を介助した男性を訪ねたところ、驚くべき証言を得たのです。名古屋市交通局の調査では、女性と男性は名古屋市の金山バスターミナルを午前10時23分に発車するバスに乗った、と証言したのですが、水野弁護士の聞き取り調査で男性は、バスにはいつも午後に乗って病院に行く、と話したのです。男性の住まいと金山バスターミナル、病院の位置関係をみても午前中に乗車するのという証言に違和感を抱きました。名古屋市交通局の調査が正しかったのか、大きな疑念が生じたのです。

明さんの両親は、2008年7月に公務員の労働災害にあたる「公務災害」の認定を申請しますが、「地方公務員災害補償基金名古屋市支部」は2011年1月、申請を認めない決定を出します。すぐに、「名古屋市支部審査会」に審査請求しますが、2012年9月に「棄却」決定が出ます。この間に重大な事実が判明しています。バスに設置されている乗客調査票（バスに何人が乗り降りしたかをセンサーで数えた数字を記録したもの）を見ていくと事故を起こした時点で転倒した女性も介助した男性もバスに乗っていないことが分かったのです。早速、弁護士や両親は、市役所を訪れ、転倒事故は明さんのバスで起きていない事

を認め、公務災害を認定すべきだと申し入れました。しかし、聞き入れられることはありませんでした。つまり、労災認定の審査中に重大な事実誤認がいくつも確認されたにも関わらず、公務災害の認定には至らなかった訳です。この時点で、母親は明さんの死を巡る闘いを終えることを決めます。心身ともに疲れ果てた、というのが、主な理由でした。

法廷の場へ

2013年2月、父親ひとりが原告となり、名古屋地方裁判所に基金支部の決定取り消しを求めて提訴します。

ここまでの経緯をまとめる形で私は、2009年と2013年に「映像シリーズ」で番組を制作しました。

公務員災害補償基金の制度は、民間の労災認定制度と違い、名古屋市では市長が支部長になり、人事異動も頻繁に行われる構造的欠陥があります。申請者が証拠提出する場合も市役所を通さねばならず、いわば「手の内」が相手側に丸見えになる不利な状況があります。このような欠陥が図らずも明らかになったのは、「支部審査会」審査で審査委員長をしていた弁護士が、2012年4月に「公平な審査が出来ない」として委員長を辞任する事態が生じています。

両親は、裁判になれば公平な判断がなされ公務災害が認められると信じていました。しかし現実には、そうではありませんでした。名古屋地方裁判所が、2015年3月に出した判決は、両親をまたもや失望させるものでした。完全なる敗訴だったのです。判決では、4か月の間に3つも起きた職場のトラブルは、単なる「仕事の失敗」という基準を持ち出し、それに照らし合わせ、それぞれ、大した「仕事の失敗」では何のだから「平均的労働者にとって心理的負荷は大きくない」と判断したのです。双方の主張にもなかった基準を裁判所が、唐突に持ち出した格好です。

判決では、パワハラやえん罪があったのか、なかったのかは一切、考慮されず、判決を導き出す過程でも検討がなされなかった訳です。納得いかない父親は、名古屋高裁に控訴し、闘いを続けました。高裁で弁護団は、改めて証人調べを行い、逆転判決を導き出そうとしましたが、途中で審理は打ち切れ2016年4月、判決が言い渡されました。厳しい判決を覚悟していましたが、高裁判決では、初めてパワハラが存在を認定し、明さんのバス車内で起きたとされた女性の転倒事故についても裁判所として初めて、えん罪の可能性が高いことを認定。大きな心理的負荷を受け、自殺に至ったと認め公務災害を認定しました。しかも、判決の中で、1ヶ月で60時間を超える時間外労働は、ストレス対応の能力を大幅に低下させ、ストレスフルな出来事に対して、パニックに陥りやすい状態が作られる事を認めたことも、非常に重要だと言えます。つまり過労死基準とされる死亡直前1か月の時間外労働が100時間を超えていなくてもまた、死亡前3か月で平均80時間を超えていなくても過労死の月60時間以上の残業をしていれば、過労死との因果関係が疑われることを明確に示した訳です。

判決後と課題

両親は、高裁判決で逆転勝訴したあと、市の交通局に対して謝罪と職場環境の改善を求めましたが、市側の回答は、両親を落胆させるものでした。つまり、明さんの公務災害の認定は、単に裁判所が公務災害だと認めただけで、市側は何ら問題があったとは考えていない、と全く予想していなかった回答が返ってきたからです。このため、損害賠償請求の裁判は起こさないと決めていましたが急きょ、名古屋地裁に裁判を起こすことになりました。今回は母親も原告に名を連ねています。現在も裁判は、続いていて弁護士の話では、裁判官はパワハラへの理解が浅く、予見可能性の立証を強く求めている、ということです。

結局、2015年、16年と「映像シリーズ」で1時間のドキュメンタリーを放送し、計4作品を制作しました。また、今年2月に山田裁判をまとめた記録「焼身自殺の闇と真相」を桜井書店から出版いたしました。

明さんが亡くなって10年以上の歳月が流れていますが、いまだに決着をみない現実に労働災害、公務災害の認定システムの不備をつくづく感じ、遺族救済のためにも早急な制度改革、認定基準の緩和が、必要だと思います。

明さんの職場のように組織が一丸となって、隠蔽やパワハラ、長時間労働が横行するのを目の当たりにすると、「働き方改革」の名のもとに「裁量労働制」の適用拡大や「高度プロフェSSIONAL制度」の導入が図られようとしていることに強い危機感を抱きます。つまり、長時間労働を厳格に防ぐための制度や企業に労働時間管理をしっかりとさせる法律ができない限り「際限なく働かせる」労働制度を導入するのは、非常に危険であると言えます。

明さんの経緯

2001年	1月	名古屋市交通局採用(30)	
2007年	2月 3日	「葬式の司会のようなしゃべり方はやめるように」	
	2月 5日	「上申書」パソコンに残す	
	5月16日	「接客態度の悪い運転手がいる」の匿名メールの運転手とされる	
	同日	「進退願」パソコンに残す	
	5月28日	「転倒事故」	
	6月 6日	優秀とされる運転手のバスに同乗研修	
	6月13日	「警察署に出頭」	
2007年	6月14日	焼身自殺(37)	
2008年	7月 2日	公務災害認定を申請	
2011年	1月 5日	公務外	
	3月 1日	支部審査会審査請求	
2012年	9月10日	棄却	
	9月21日	再審査請求	
2013年	2月28日	名古屋地裁に提訴	
	7月12日	再審査請求棄却	
2015年	3月30日	地裁で敗訴判決	
2016年	4月21日	高裁で逆転勝訴	
	10月25日	名古屋地裁に損賠提訴	以上